

三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金 基準単価

別表 2

算 定 基 準

1 整備区分	2 基準額	3 対象経費
創 設	1 施設当たり 15,000 千円	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第5条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>なお、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除く。</p>
改 修	1 施設当たり 7,500 千円	
増 築		
中古住宅買取		<p>建物購入費</p> <p>ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除く。</p>